

財務省告示第四百十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十六年度の初日から平成十六年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十六年九月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十六年度の初日から平成十六年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	一トン
四	一一、二六—トン
五	六六四トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
五六七トン	四二九トン	七、 四トン	四九、 三三三トン	一七、 四四三トン	七六トン	二一一、 四八六トン	五五三、 六九五トン	二、 三九七、 八三四トン	四三、 二三六トン	三、 二一四トン	一、 六九トン	一三、 一六一トン	八トン	トン	六トン

二九	六五六トン
二八	五五トン
二七	五、四二四トン
二六	六九四トン
二五	トン
二四	七トン
二三	一、八三六トン
三三	四四トン
一一	一五、二七トン